本件事業の完成により、現道にあるすべての交差点において右折車線が設置され、直進車両と右折車両の交通が分離されるとともに、バス停車帯等が整備されることから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通等の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成23年10月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第４種第１級の規格に基づき、右折車線及びバス停車帯等の設置を行う事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和50年９月23日に都市計画決定された都市計画と、バス停車帯を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は一部の交差点で右折車線が設置されていないほか、バス停車帯が整備されておらず、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、岡山市長等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岡山県岡山市南区役所

○防衛省告示第百四十号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年六月八日

防衛大臣　森本　敏

日　時　平成二十四年六月十六日から同月二十二日まで（予備、同月二十三日～二十五日）の間、毎日〇五〇〇から二一〇〇まで

区　域　硫黄島周辺の次の１及び２のそれぞれ(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる二区域と次の三の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

１　(ア)　北緯二四度四五分四五秒
東経一四一度二〇分〇六秒
(イ)　北緯二四度四五分一二秒
東経一四一度二〇分一九秒
(ウ)　北緯二四度四四分三一秒
東経一四一度一八分一六秒
(エ)　北緯二四度四五分〇五秒
東経一四一度一八分〇二秒

２　(ア)　北緯二四度四五分四五秒
東経一四一度二〇分〇六秒
(イ)　北緯二四度四五分一二秒
東経一四一度一八分一六秒
(ウ)　北緯二四度四四分三一秒
東経一四一度一八分〇二秒
(エ)　北緯二四度四六分四九秒
東経一四一度一六分四五秒
(オ)　北緯二四度四六分四〇秒
東経一四一度一七分二二秒
(カ)　北緯二四度四五分〇一秒
東経一四一度一六分五三秒
(キ)　北緯二四度四五分一〇秒
東経一四一度一六分一六秒
(ク)　北緯二四度四九分四三秒
東経一四一度一九分四六秒
(ケ)　北緯二四度四九分〇四秒
東経一四一度二〇分五九秒
(コ)　北緯二四度四八分三三秒
東経一四一度二〇分二九秒
(サ)　北緯二四度四九分〇四秒
東経一四一度一九分四三秒
(シ)　北緯二四度四八分三四秒
東経一四一度一八分一〇秒
(ス)　北緯二四度四九分〇七秒
東経一四一度一七分五六秒

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四十一号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年六月八日

防衛大臣　森本　敏

日　時　平成二十四年六月二十五日（予備、同月二十六日から同月二十九日）の〇六〇〇から二〇〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(ヨ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(ヨ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度三五分一二秒
東経一四一度一六分四八秒
(イ)　北緯二四度〇八分一二秒
東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯二三度四四分一二秒
東経一四〇度一二分四八秒
(エ)　北緯二三度四四分三一分一二秒
東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦二隻、航空機一機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四十二号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年六月八日

防衛大臣　森本　敏

日　時　平成二十四年六月二十五日から同月二十七日（予備、同月二十八日）の毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(ヨ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(ヨ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒
東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒
東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒
東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒
東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦八隻、航空機一機